

# 浄化槽をお持ちの皆様へ 川崎市からののお知らせです

令和5年  
4月から



## 「浄化槽等の清掃手数料」 を改定します。

令和5年4月1日から浄化槽等の清掃手数料は表のとおり改定します

浄化槽等の清掃手数料	現在	改定後
浄化槽容積 1.5m <sup>3</sup> まで	6,450 円	9,670 円
浄化槽容積 1.5m <sup>3</sup> を超えるものについては 1m <sup>3</sup> までごとに右記の金額を加えた金額	3,150 円	4,720 円

【参考】「汚泥の処理」手数料につきましても同様に手数料改定します。

汚泥の処理手数料	現在	改定後
浄化槽等の配管の詰まりの除去に伴う汚泥 汚水排水槽の汚泥	2,550 円/m <sup>3</sup>	3,820 円/m <sup>3</sup>
合併処理浄化槽（51人槽以上）の汚泥 取壊し等に伴う汚泥	2,100 円/m <sup>3</sup>	3,150 円/m <sup>3</sup>

### 浄化槽等の清掃手数料をなぜ改定するの？

浄化槽等の清掃に係る経費については、その一部を利用する方から手数料として御負担いただいておりますが、処理全体に係る経費（約3万円/1.5m<sup>3</sup>）と御負担いただいている手数料との差が大きいことから、利用する方と、しない方の負担の公平性を確保するため、令和5年4月から手数料の額を改定します。

適正な手数料の負担について、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

【参考】浄化槽清掃手数料具体例

浄化槽容積	現在	改定後
～1.5m <sup>3</sup>	6,450 円	9,670 円
1.6～2.5m <sup>3</sup>	9,600 円	14,390 円
2.6～3.5m <sup>3</sup>	12,750 円	19,110 円



【手数料改定に関する問合せ先】

環境局生活環境部収集計画課し尿・浄化槽担当 電話 044-200-2585

【浄化槽清掃の申込み先】

設置住所	申込み先	電話番号
川崎区・幸区・中原区	環境局 川崎生活環境事業所	044-266-5747
高津区・宮前区・多摩区・ 麻生区	環境局 宮前生活環境事業所	044-866-9131

川崎市からのお願いです

# 浄化槽が力を発揮するための 3つの約束

浄化槽はたくさんの微生物の働きによって、汚水をキレイにしています。

微生物がしっかり働けないと、汚れたままの水を川や海に流してしまうことになります。

微生物の働きやすい環境を整えるために、維持管理の3つの約束が必要です。

年1回以上

## 清掃

たまった汚泥の引抜き  
槽内洗浄

清掃と保守点検は  
浄化槽の健康管理です

## 維持管理の 3つの約束

毎年1回

## 法定検査

浄化槽機能の総合診断

年3～4回\*

## 保守点検

装置の点検・調整  
消毒剤の補充

※点検回数は浄化槽の  
種類によって異なります。

法定検査は  
浄化槽の健康診断です

**清掃**は、浄化槽法第10条に基づき、毎年1回以上実施しなければなりません。  
川崎市環境局で行っておりますので、次の所轄の事業所にお申込みください。

	設置住所	申込み先	電話番号
清	川崎市 幸区・中原区	環境局 川崎生活環境事業所	044-266-5747
掃	高津区・宮前区・多摩区・麻生区	環境局 宮前生活環境事業所	044-866-9131

**保守点検**は、専門的な知識・技術・道具などが必要ですので、川崎市の登録を受けた保守点検業者に委託することをおすすめします。

川崎市登録業者の閲覧：川崎市のホームページ「川崎市浄化槽保守点検業登録業者一覧」

川崎市登録業者の紹介を受けたい場合には次のところへ御連絡ください。

保守点検	公益社団法人 神奈川県生活水保全協会	045-830-5720
------	-----------------------	--------------

**法定検査**は、浄化槽法第11条に基づき、毎年1回受けなければなりません。  
神奈川県知事が指定した次の検査機関にお申込みください。

法定検査	一般財団法人 日本環境衛生センター	044-288-5225
------	----------------------	--------------

単独処理浄化槽を使用している方は、合併処理浄化槽への転換をお願いします。

【浄化槽に関するお問合せ】 環境局生活環境部収集計画課し尿・浄化槽担当 電話044-200-2585